

じんりょうせいさつ
108. 神領制札

■ 指定日

昭和57年10月9日

■ 種別

有形文化財 歴史資料

■ 年代

江戸時代

■ 所在地

朝来市山口

■ 所有者

山口八幡社



■ 内容

生野義挙は、生野代官所を占領したが、周辺諸藩の討伐隊出動が伝わると、総帥の公卿沢宣嘉らは利あらずとみて逃亡した。しかし、強硬派の南八郎ら13人はこれを迎え討つため、山口の妙見堂に立て籠った。ときに文久3年(1863)10月13日であった。

この高札は南八郎らが立てたもので「村中一和肝要たるべき事。火の用心肝要の事」などを戒めたものである。制札には、天領と書かずに「神領」なる文字を使っている。